

別表（第2条関係）

指定校変更承認基準

1 途中転居	
事由	就学途中に転居し、従来通学していた学校を希望する場合で、通学 に支障がないときは、転居前の学校に通学することができる。 ただし、小学校で当該承認を受けた場合、中学校は転居後の住所地 の校区の学校となる。
対象	小・中学校の全学年
添付書類	通学路図
期間	学年末まで
2 転居予定	
事由	転居予定で、事前に転居予定先の校区の学校を希望する場合は、学 期始めから転居予定先の学校に通学することができる。
対象	小・中学校全学年
添付書類	転居予定先を明らかにできる書類 通学路図
期間	転居の日まで
3 住居の新築・改築等	
事由	住居の購入・新築・改築するために一時学区外に住所を有する場合 は、それに必要な期間、新築(改築)中の住居のある学区の学校へ通学 することができる。
対象	小・中学校全学年
添付書類	住宅等の契約書の写し 建築確認申請書等の写し 通学路図
期間	住居の完成まで
4 留守家庭	
事由	下校時に自宅に保護者が不在である等の理由で、親戚宅等へ下校す る場合は、親戚宅等のある学区の学校へ通学することができる。 ただし、中学校は住所地の学区の中学校に入学することを条件とする。
対象	小学校全学年
添付書類	預け先の承諾書 通学路図
期間	学年末まで
5 住居のみの異動	
事由	諸事情により住民票を異動できない場合は、現に居住している学区 の学校に通学することができる。
対象	小・中学校全学年
添付書類	自治会長等の居住証明書
期間	学年末まで

6 教育上の配慮	
事由	<p>(1) 児童・生徒の交友関係で特に考慮する必要が認められる場合は、実情調査のうえ、指定校区外の学校へ通学することができる。 (いじめ、不登校の発生に配慮が必要と認められる場合に限る。)</p> <p>(2) 兄弟姉妹のいずれかが指定校を変更した場合、同一校への入学及び転校することができる。</p>
対象	小・中学校全学年
添付書類	<p>(1) 学校長の意見書又は教育相談機関の意見書等</p> <p>(2) 通学路図</p>
期間	<p>(1) 当該事由が解決するまで</p> <p>(2) 学年末まで</p>
7 健康上理由	
事由	健康上、やむを得ないと認められる理由がある場合は、実情調査のうえ、学区外の学校へ通学することができる。
対象	小・中学校全学年
添付書類	医師の診断書等 通学路図
期間	当該事由が解決するまで
8 校区変更予定	
事由	校区変更予定の地区に住所を有する場合で、事前に変更予定の就学指定学校を希望するときは、変更予定先の就学指定学校へ通学することができる。
対象	対象地区の小・中学校全学年
添付書類	通学路図
期間	学年末まで